

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿被害救済法」という。）による特別遺族一時金の変更決定に関する処分（以下「本件変更決定処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月から昭和○年○月までの○年間、A所在のB会社に在籍し、10年以上にわたり石綿にばく露される作業に従事していたが、平成○年○月○日「肺性心」により死亡した。

被災者の妻は、平成○年○月○日、監督署長に特別遺族年金を請求したところ、監督署長は被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認め、これを支給する旨の処分をした。

ところが、被災者の妻が特別遺族年金を受給中であった平成○年○月○日に死亡したため、被災者の長男である請求人は、監督署長に特別遺族一時金の請求をしたところ、監督署長は、請求人は被災者の死亡時に被災者と生計維持関係にあり、特別遺族一時金の受給権者に該当するとして、これを支給する旨の処分をした。

その後、被災者の長女で請求人の姉であるC（以下「長女」という。）が監督署長に特別遺族一時金の請求をしたが、監督署長は、長女が被災者の死亡時に被災者と生計維持関係になく特別遺族一時金の受給権者に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

長女は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官がこれを棄却したので、更に再審査請求に及んだところ、当審査会は、長女が被災者の次男（以下「次男」という。）と共に特別遺族一時金の受給権を有するものと判断し、平成○年○月○日付けで上記不支給処分を取り消した（以下「平成２６年労第９０１号裁決」という。）。

監督署長は、平成２６年労第９０１号裁決を受け、請求人に対して、支給額を変更する旨の本件変更決定処分をした。

請求人は、本件変更決定処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第２ 再審査請求の理由

（略）

第３ 原処分庁の意見

（略）

第４ 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした本件変更決定処分が妥当であると認められるか否かにある。

第５ 審査資料

（略）

第６ 事実の認定及び判断

- 1 本件は、監督署長が、平成２６年労第９０１号裁決を受け再調査した結果、請求人を含め次男、長女のそれぞれを特別遺族一時金の受給権者であると認め、次男及び長女に特別遺族一時金の３分の１をそれぞれ支給する一方、既に特別遺族一時金の全額を支給した請求人から当該一時金の３分の２相当額を回収するとともに、支給額を変更する旨の本件変更決定処分をしたことにより、請求人が本件変更決定処分を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 平成２６年労第９０１号裁決における事実の認定及び判断については、要旨、次のとおりである。
 - (1) 石綿被害救済法における特別遺族一時金の受給権者については、同法第６３条第１項第２号及び第２項において、死亡労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子は、その他の子よりも優先して受給する権利を有する旨を定めているが、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別

遺族給付金」の支給関係)について」(平成18年3月17日付け基発第0317003号)は、特別遺族一時金の受給要件、受給資格者の範囲等を示しているものの、「死亡労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子」の解釈基準は示していない。

他方、「労働者災害補償保険法第16条の2第1項等という『労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた』ものの取扱いについて」(昭和41年10月22日付け基発第1108号)は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していたか否かの判断に当たっては、労働者の死亡当時において、その収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、死亡労働者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係(以下「生計維持関係」という。)が常態であったか否かにより判断するものとしており、当審査会においても、この基準を踏まえ請求人が被災者と生計維持関係にあったかを検討すると、次のとおりである。

ア 被災者の死亡当時、請求人と被災者は同居し、各々が収入を得ていたことが確認できる。

イ 日常の消費生活である衣食住の支出に関しては、請求人の申述等により、主として請求人が負担している状況にある。

ウ 請求人の消費生活に対する被災者の支出の状況からみると、被災者の支出は米とガス代であり、限定的であったと考えられる。

エ 請求人が被災者の収入によって生計を維持したとみる余地はないと判断される。

(2) 以上のことから、請求人は、特別遺族一時金の最先順位の権利者とはいえず、次男及び長女と共に、石綿被害救済法第63条第1項第3号にいう「前号に該当しない子」に当たるので、請求人、次男及び長女を合わせた3名は各々、特別遺族一時金の3分の1ずつの額を受給する権利を有することとなる。

3 ところで、請求人は、今般の再審査請求において、「平成26年労第901号裁決は、虚偽の『経過』を記述し、『事実の認定』と称して、長女の受給のための数々の虚言を悪用し、請求人と被災者には生計維持関係は無かったと捏造している。」、「請求人の主張を退けた同裁決の内容は真実ではなく、捏造や偽造された非違行為によるものである。」旨述べ、改めて被災者と請求人は生計維持関係にあった旨主張している。

しかしながら、当審査会としては、請求人から新たに提出された資料を含め、一件記録を改めて精査したが、請求人が被災者と生計維持関係にあったことを裏付けるに足りる証拠は見当たらないことから、請求人の上記主張を採用することはできない。

- 4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件変更決定処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。